

論 文

戦後教育改革と中央教育審議会

— 第一回答申(義務教育に関する答申)の形成過程を中心に —

石 田 雅 春

中央教育審議会(以下、中教審と略)は、教育刷新審議会の建議のもとづき、その後身として設置された機関である。ただ、教育刷新審議会の建議では学術団体や審議会等の推薦によって委員を選任すべきとされていたのに対して、実際に成立した中教審は文部大臣の直接選任という方式が採用された。こうした点などを踏まえて平原春好は、教育刷新委員会(のち教育刷新審議会)は審議会が「教育行政を指導する段階」だったのに対して、中教審の発足後は「審議会主導の教育行政は様相を一変し、いわば審議会を利用する教育行政の段階に入」たと評価している。¹⁾

また、平原は、昭和四九年までの中教審の組織や運営を分析した上で、中教審の特徴として①中教審は建議もなしうる審議会でありながら、実際には一件の建議も行われない受動的な審議会であり、②その答申は政府と与党側の政策を支持もしくは追認したものが圧倒的に多く、③委員の人选においては文部省に対する自主性・独立性の確保という点で少なからず問題があり、④「もつとも信頼に足る文部大臣の相談役」としての長期在任委員を中心に会が運営されている、という

四点をあげている。その上で平原は、中教審に対して「諸外国に例をみないほどの「政府の御用審議会」的性格が浮かび上」と評価している。²⁾

一方、中教審が発足した時期は、政令改正諮問委員会の答申(「教育制度に関する答申」昭和二六年一月一六日)に代表されるように、占領改革の見直しが強調されていた。こうしたなか、「新教育制度の再検討に関する要望」(日本経営者団体連盟、昭和二七年一月一六日)を嚆矢として、教育に対する財界の要望が相次いだ。こうした財界の要求と中教審・教育政策との関係について分析した小山毅は、中教審に対して「講和後の日本資本主義の自立・復活のための教育政策の立案、教育における資本の論理の貫徹をもつとも主要な課題として要請されて登場してきた」と評価している。³⁾

中教審の答申に対しては、文部省の政策の方針を示すものとして数多くの分析や論評が行われてきた。こうした研究の多くは個別の問題関心に沿って答申を分析したものであり、中教審自体を分析・評価したものは少ない。⁴⁾ このため中教審に対する分析枠組みは、おおむね平

原または小山の説に依拠していると思われる。また、前稿でも指摘したように、これらの研究の大半は史料的制約のため審議の実態を踏まえたものではない。⁵⁾

しかし現在では中教審の議事録が公開され、史料状況が大幅に改善された。このため筆者は、今後中教審に関する研究を進める上で、①議事録にもとづいて審議の実態を分析すること、②審議の過程を踏まえて答申を評価すること、③①・②の成果を踏まえて中教審自体の機能を分析・評価すること、の三点が課題であると考えている。

こうした問題関心に基づき本稿では、昭和二八年七月二五日に中教審が決定した「義務教育に関する答申」について分析する。先述のように当該期は、占領改革の見直しが強調された時期に当たる。このため平原や小山は、いわゆる「逆コース」が中教審に与えた影響を重視して、評価を行っている。そこで本稿では、中教審の議事録を使用し答申の形成過程を明らかにするにあたって、こうした時代状況の影響に留意して分析を行う。

また「義務教育に関する答申」は、中教審が発足後初めて出した答申である。このため同答申の分析にあたっては、いかなる構想の下で文部省が中教審を発足させたのかという点にも目を向ける必要があると考えている。すなわち文部省は、中教審の設立と諮問の準備を同時並行で進めており、両者の間に密接な関わりがあると考えられるからである。そこで本稿では、中教審の成立、中教審への諮問、答申という一連の流れを明らかにすることによって、発足時における文部省と中教審の関係性についても分析する。

第一章 中教審の発足と文部省

第一節 発足に向けた準備

昭和二七年六月六日、文部省設置法の一部改正案が国会を通過したことともない、教育刷新審議会が廃止され、中央教育審議会が成立することとなった。同日制定された中央教育審議会令（政令第一七六号）第一条によると、中央教育審議会は「文部大臣の諮問に応じて教育に関する基本的な制度その他教育、学術又は文化に関する基本的な重要施策について調査審議し、及びこれらの事項に関して文部大臣に建議する」と規定されていた。

ただ、残された史料からは、昭和二六年後半から文部省が中教審設置を前提に動いていることが確認できる。⁶⁾ また、昭和二七年二月二六日の記者会見において天野貞祐文部大臣は、同年四月を目途として中教審設置のための準備を進めていることを明らかにしている。⁷⁾ こうした発言を裏付けるように文部省は、中教審の委員候補の選定を進めるとともに、「中央教育審議会議事規則案」を作成するなど、第一回総会開催に向けた準備を着々と整えていた。⁸⁾ 表1にこの時の委員の候補者と実際の第一期委員の一覧を掲載した。これによると一六名の候補者のうち、半数の八名が大学の学長もしくは経験者であった。また、文部大臣経験者が三名、国務大臣経験者が二名も含まれており、いわゆる大物委員を中心とした構成になっていたことが分かる。

ところが当該期において与党自由党では、追放解除により政界復帰した鳩山一郎と首相の吉田茂との間で内紛が表面化していた。そこで

吉田首相は、八月二八日にいきなり衆議院を解散し、反吉田派の動きを封じようとした。このように次の政権が決まらない状況下において文部省は、委員の選任作業を停止せざるを得なかった。このため中教審の発足は当初の見込みより大幅に遅れることとなった。¹¹⁾

その後、一〇月一日に総選挙の投票が行われ、一〇月三〇日に第四次吉田内閣が発足した。こうした情勢の変化を踏まえて、文部省は再び中教審発足に向けた作業を再開した。昭和二十七年二月一〇日には、連絡の円滑化を図ることを目的として文部省内に「中央教育審議会関係事務連絡会」が設置された。¹²⁾ 連絡会は、調査局長（久保田藤麿）をトップとして、各局の中心となる課の課長らによって構成されていた。

さて、昭和二十八年一月一二日に行われた事務連絡会議では、①第一回総会開催の日時・場所、②議事規則案、③諮問事項、④資料の準備、⑤各局課審議会との連絡方法などが話し合われた。¹³⁾ この連絡会議において中教審への諮問事項が話し合われたのであるが、これに関連して文部省内で作成されたと思われる史料が三点存在する。¹⁴⁾ これらの史料の作成時期および前後関係は判然としないが、内容を見ると諮問事項は、①文部省内の各局課が希望事項を提出、②調査局企画課が整理・編集、③「中央教育審議会関係事務連絡会」等での検討の三段階を経て形成されていたと思われる。

こうした過程を経て「中央教育審議会第一回総会における文部事務次官説明要旨」（昭和二十八年一月二二日）が作成された。¹⁵⁾ この文書に記載されている項目を表2にまとめた。この表を見ると同文書は、当該期の文教行政が抱えていた問題を網羅した内容になっていることが分かる。

表1 中央教育審議会委員候補および第1期委員一覧

| 分野 | 委員候補 (昭和27年1月) | 第1期委員 (昭和28年2月) |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育・学術 | 安倍能成 (学習院大学学長・元文相) 前田多門 (日本育英会会長・元文相) 森戸辰男 (広島大学学長・元文相) 山崎匡輔 (東京都教育委員会・元文部次官) 矢内原忠男 (東京大学学長) 小泉信三 (元慶応大学塾長) 島田孝一 (早稲田大学総長) 沢田節蔵 (東京外国語大学学長) 中山伊知郎 (一橋大学学長) 和田小六 (東京工業大学学長) 茅誠司 (東京大学学部長) 尾高朝雄 (東京大学教授) | 天野貞祐 (前文相) 前田多門 (日本育英会会長・元文相) 矢内原忠男 (東京大学学長) 小泉信三 (元慶応大学塾長) 島田孝一 (早稲田大学総長) 林頼三郎 (中央大学学長) 児玉九十 (明星中学・高校校長) 野口彰 (愛宕中学校長) 亀山直人 (日本学術会議会長) 八木沢善次 (東京都教育委員長) |
| 行政 | 洪沢敬三 (元大蔵大臣) 矢野信次 (元商工大臣) | 安井誠一郎 (東京都知事) 中井光次 (大阪市長) |
| 財界 | 矢野一郎 (第一生命社長) | 石川一郎 (昭和電工株式会社社長) 原安三郎 (日本化学株式会社社長) 藤山愛一郎 (大日本製糖株式会社社長) 諸井貫一 (秩父セメント株式会社社長) |
| マスコミ | 円城寺次郎 (日本産業新聞社取締役編修局長) | 小汀利得 (日本経済新聞社顧問) |

出典：「委員候補者」『石川二郎旧蔵資料』Ⅶ-6および教育事情研究会編『中央教育審議会答申総覧（増補版）』（ぎょうせい、平成4年）より作成。

※双方に共通する人物をゴチック体で示した。

また、この次官説明の冒頭には、「過去六年有余にわたるこれらの新教育施策の運営の実際に徴し、かつ独立後の新事態にかんがみまして、教育全般にわたって、その制度、内容及び運営等につきましても再検討を加えなければならぬと考えられるのであります。そのうち基本政策については、今後中央教育審議会に御審議をお願いいたすことになりまします」と記載されている。これらのことから、文部省は中教審に対して包括的な諮問を行おうとしていたと推測されるのである。

第二節 第一回総会における混乱

前節で確認したように文部省は、中教審への包括的な諮問に向けて準備を進めていた。しかし本節で見えていくように、こうした構想は第一回総会（昭和二十八年一月二一日）において齟齬をきたすこととなった。¹⁶

当初、第一回総会は、①大臣挨拶、②事務次官の説明、③仮議長の決定、④議事規則の決定、⑤会長・副会長の互選、⑥議席の決定、⑦質疑・意見の開陳、⑧次回の日程・議題、⑨報道発表の方法の順で進められる予定であった。¹⁷ところが実際には、②事務次官の説明と⑤会長・副会長の互選について変更が生じた。

まず、②事務次官の説明についてであるが、先述の「中央教育審議会第一回総会における文部事務次官説明要旨」が資料として配布されたものの、劔木亨弘次官はこの説明を省略した。この理由について、劔木次官は次のように述べている（傍線筆者、以下同じ）。

実はご承知のように今政府で義務教育費の全額、教員俸給の全額

表2 中教審への諮問事項一覧

| 大項目 | 小項目 |
|---------------|---------------------------------------------|
| 大学 | ①大学の管理運営、②大学の整備、③大学院、④学位、⑤医学及び歯学教育、⑥短期大学 |
| 教育課程 | ①道徳教育の高揚、②産業教育・科学教育・健康教育の振興、③国際理解の強調、④学力の向上 |
| 教科書 | ①検定、②採択 |
| 教育職員 | ①養成、②身分、③配置、④研修、⑤免許法、⑥教育職員の福利厚生 |
| 義務教育費の負担 | |
| 教育施設 | ①国立文教施設、②公立文教施設、③教育環境の整備および維持 |
| 学生、生徒、児童の福祉 | ①奨学、②給食、③教科書および教材、④就職と進学、⑤補導 |
| 教育委員会制度 | ①教育委員会の性格、②市町村教育委員会、③教育委員会の選任方法 |
| 学術の振興と国際文化の交流 | ①大学における研究費、②研究員および留学生の海外派遣、③ユネスコ活動、④学術文化の交流 |
| 私立学校の振興 | ①私立学校に対する財政援助、②私立学校教職員に対する共済制度 |
| 社会教育 | |
| その他 | ①就学前教育、②特殊教育の振興、③勤労青少年の教育、④僻地教育 |

出典：「中央教育審議会第一回総会における文部事務次官説明要旨」

国庫負担の方針（※のちの「義務教育学校職員法案」のこと）を決定いたしましたして近く閣議決定になることになっておりますが、本日開かれます地方制度審議会によりましてそのことが提案される予定でございますので、非常に差し迫った問題でございますが、このことにつきまして多少お時間を拝借してござ

いろいろ御意見を承ることがいいかと思えます。私の説明はこの度は省略させていただきます。なおお持帰りの上御覧を願って今後の審議の進行につれまして必要に応じていろいろな点を御説明申上げて行つたらいいかと思えます。

この発言からは、「義務教育学校職員法案」の説明を第一回総会で行うために、「中央教育審議会第一回総会における文部事務次官説明要旨」の説明が省略されたことが分かる。すなわち、中央教育審議会の発足にあたって、諮問事項の説明が行われなかったのである。当然ながらこれに関する質疑応答も行われなかったため、審議会の性格やスケジュールなど基本的なことがらが確認されないまま、中央教育審議会がスタートすることになった。

次に⑤会長・副会長の互選についてであるが、これは議事規則が決定し会長選挙を行う際に島田孝一委員より委員の定数に関して「多少の欠員があるのじゃないかと思うのですが、そういう際に一体全員がきまっていないときに投票してもいいかどうか」という質問が出された。

これに対して岡野清豪文部大臣は「実はこれはまだ三人乃至四人補充したいと思っっているのです。併しそれが手間取りまして、一応御承認を頂いたかたで第一回を開きましてこの第一回だけやってみたくと思っております」と回答した上で、「今日は仮議長で行つてこの次のときにも仮議長が招集するということとして頂けば非常に結構だと思えます」と提案した。

こうした岡野文相に意見に対して、矢内原忠男委員や小泉信三委員

は正式に審議会が発足したので、会長を本日決定すべきであるという意見を述べた。一方、小汀利得委員や天野貞祐委員からは現状に即して大臣の提案を容認する意見が示され、委員たちの間で議論となった。

ここで原安三郎仮議長から「大体仮議長は順序書きにあります通り、議事運営規則は仮議長がなければきめられないということは天下の常識であります。それが正式の規則がきまっておつて正式に会長をきめないでこれを進行するということは恐らく日本中になんかと思ひます」という意見が出された。そこで岡野文部大臣が「会長選任は延ばしまして、フリートーキングであとは懇談会にして頂いて結構だと思ひます」と妥協したため、「義務教育学校職員法案」の説明は総会終了後の懇談会で説明されることとなった。

以上のように第一回総会では、「義務教育学校職員法案」の説明を行うため、会長・副会長の選任、諮問事項の説明および確認の質疑応答など、基本的な手続きが省略されたのであった。このため文部省の方針が明確に示されない状態で、中教審は発足することとなったのである。

第二節 第二回総会の様相

前節でみたように、中教審は不十分な状態でスタートすることになった。この影響を受けて、第二回総会（昭和二十八年二月二日）も変則的なものとなった。¹⁸第二回総会では、まず仮議長の決定と新委員の紹介が行われ、次に会長と副会長の互選が行われた。この結果、会長には亀山直人委員が、副会長には前田多門委員が選出された。こう

して審議会としての態勢が整い、審議を開始することとなった。審議に入る前に、久保田調査局長より次のような説明があった(傍線筆者)。

僭越であります。これからの会議の運び方につきまして御説明申し上げます。

差迫って御承知の通り義務教育費の国庫負担法が非常に迫った問題になっておりますのと、大臣の諮問機関でありますこの中央教育審議会の御了解を得て大臣が自由に、又その際そういうふう
に勇敢に一つやって頂かなければならぬ理由がございますので、特に今日は余り時間もございませんが、前回の大臣の御説明に引き続きまして関係の係から十分御説明を申上げるつもりでありますが、要綱を一応御了承願って、その説明では細かい問題はこれについて残ると思いますが、大綱だけでは一応御承認願って大臣がこの際動けるようにその立場を作って頂きたい、そういうふう
に考えております。(中略)

差迫って負担法の要綱をお手許に差上げています筈であります
が、これを一つ御説明申上げまして御意見を伺い一応の御決定を
頂くようにお取運び下されば非常に結構だと思えます。こういう
ふうにご考えておりますので特にこれをお願い申し上げます。

この発言からは、文部省が「義務教育学校職員法案要綱」について、第二回総会で中央教育審議会の了解を得ることを望んでいたことがうかがえる。この久保田調査局長の発言に続いて、田中義男初等中等教育局長(以下、初中局長と略)より「義務教育学校職員法案要綱」の説明があった。

ところが質疑に移った段階で、こうした諮問のあり方に委員たちから異論が噴出した。まず林委員より「教育制度の根本的な改善が必要であるからして全面的に研究してその上で改善すべき点を改善するということが適当であると考えられるのに、この分を切離すのはどういうわけか。先ず切離す目的はどこにあるか。又切離すとして急に決める必要があるか」という質問が出された。

これに対して岡野文部大臣は、同年四月一日に施行予定の半額国庫負担法(正式には「義務教育国庫負担法」法律第三〇三号)の成立経緯を説明した上で、「半額国庫負担法を四月一日に施行しなければならぬ立場になっておりますので、それを全額にしてまあ理想通りに行きたい、こういうわけで実は急いでいるわけなのであります」と回答した。

続いて、矢内原委員、八木沢善次委員、野口彰委員より「義務教育学校職員法案要綱」と第一回総会後の懇談会で説明した案との相違点について指摘がなされ、久保田調査局長・田中初中局長との間で質疑応答が交わされた。この過程において、「何かそこに非常にあせっていらつしやるような、何か特異のご要求が有るのじゃないかという感じがする」(野口委員)、「国家公務員に切換えるということはこれは非常な不当じゃないかと思うのであります。便宜的な変革が、別個な点があるのではないかということが惧られる」(八木沢委員)といったように法案への不信感が各委員から相次いで表明された。

こうした議論を踏まえて、亀山会長より「この委員会が約二時間、一時間半ぐらい前にこういう案を出されまして、大体にこれを急ぐか

らこれに賛成してくれという行き方があります。この委員会は何のため
に存在しているのかというような大問題にこれはなると思うのであ
ります。やはり委員会はこの委員会で独自の考え方があって然るべき
だと思っております。(中略) 如何でしょうか、もう十分ぐらいで
お昼になりますが、議事をそういうふうにして進めてゆきますか。こ
れは一時半ぐらい前にこれらの書類を頂いて、殊にこういうような
いろいろな本などもありまして、なかなか複雑なことをこれだけでき
められるかどうか」という問題提起があった。

これに対して前田副会長より、「この会議がこれから継続して根本
的に物を研究して行こうという場合は、こういう臨時の問題が出て来
て御諮問下される大臣のお志を我々尊重する意味において御諮問する
気持ちはわかりますが、一体審議の全体の方針から行けば実は迷惑な
ことかと思えます。(中略) その閣議が済んでから後このように根本
的に物を研究して行こうという調査会にこのぼつんと出して審議し
ろ、成可く賛成しろということでは恐らくどなたも皆さんにわからな
いと思えます。そこでこの御諮問は承って、御説明を承りました。そ
れに対していろいろ質問もありまして、こういうことでこれはお打ち
切り下さいまして、この問題はこれでお打ち切り下さいまして(※中
教審としては) 根本の検証にかかるといふことにしたほうがいいの
じゃないかと私は考えております」という提案がなされた。

こうした前田副会長の提案に対して、安井誠一郎委員、中井光次委
員、矢内原委員から賛意が示された。これを踏まえ亀山会長より審議
打ち切りが提案され、挙手によりこれが採択されたのであった。

しかし、岡野文部大臣より「それでは今日皆様の御意向をよく拝聴
いたしました。政府の責任において実は措置するわけであります。
でありますからこの審議会においてお話しを申上げましたけれども結
論も出ないし、将来地方制度と関連してやって行こう、こういうお考
えであらせられる。併し今日の空気からゆけば私は政府の代表者とし
てこれを国会に提案することだけは御承諾を得たものとしてい
いのですか」という発言があった。

これに対し前田副会長より「これはどこまでも自分の責任において
お出しになる。そのお出しになる案については結構であるとも申し上
げない、又それはいけないとも断定しない。こういう意味に御了解下
さいまして、政府として御自分の責任においてなさいますことを我々
は何にも拘束しない。或いはこういうことも考えられるのです」との
説明があり、安井委員、小汀委員が賛意を示した。こうした意見を踏
まえ亀山会長より、改めて中教審の結論として「義務教育学校職員法
案要綱」に対して「賛成とか不賛成とかという意見は何も出さない」
ということが確認されたのであった。

以上、見てきたように第二回総会では、会長・副会長の選任と「義
務教育学校職員法案」の説明が行われた。しかし、「義務教育学校職
員法案」への同意を急かす文部省の姿勢に対して各委員が反発し、結
局、同法案は実質的な審議すら行われなかったのであった。^⑤

また、同総会においても、文部省の方針や中教審のあり方について
確認が行われなかった。このためこの後の総会において、中教審と文
部省の関係性に関する質問や希望の表明が断続的に出されることと

なった。⁽²⁰⁾この中で特に興味深いのが、次に掲載する矢内原委員と前田副会長のやりとり（第三回総会）である。⁽²¹⁾

○矢内原委員 私の希望ですが一回に一つぐらいについて義務教育とか、大学教育とかフリーストーキングにして頂きたいと思えます。文部大臣のほうからの御諮問を俟つてのちともありませんが、俟たないでも…。

○前田副会長 私は無論そうだと思います。或事柄を諮問を俟つてということじゃなくて、諮問があれば討議するではありませんが、この点はたしか文部大臣の開会のときのご挨拶をここに書いてありますが、基本的な重要施策について審議しようということがありますから、これは勿論のことだと思います。従ってこの間義務教育国庫負担だけをぼっと出しても準備のないときは困るということがあります。

この前田副会長の発言からは、①中教審は文部省から具体的な諮問を受けていない、②このため現時点において中教審は「基本的な重要施策」について自主的に審議すべきである、という認識がうかがえる。議事録を見ると、この後も前田副会長は同趣旨の発言を行っている。しかしこうした前田副会長の発言に対して、委員や文部省の関係者から異論が出された形跡は認められない。このため前田委員の認識は、当該期中教審において共有されていたと推定される。すなわち中教審としては、文部省の個別の政策とは一定の距離を置き、基本的な方針について自主的に審議を進めようとしていたと考えられるのである。

第二章 第一回答申（義務教育に関する答申）の形成過程

第一節 自由討議における議論

前章で確認したように「義務教育学校職員法案」をめぐる、第一・二回総会の議事進行は変則的なものとなった。このため本格的な審議は、第三回総会より開始されることとなった。以下、本節では、第三回総会から第六回総会にかけて行われた自由討議（フリー・トーキング）の概要について見て行く。⁽²²⁾

(一) 第三回総会

前章で確認したように、第一・二回総会において文部省より諮問に関する事項が明確に示されることは無かった。このため第三回総会の開催にあたり亀山会長と前田副会長は事前に打ち合わせを行い、教育刷新審議会の活動と実績、大学管理法の現状について文部省に説明を求めることとした。

まず、大学管理法案について稲田清助大学学術局長より法案作成までの経緯、法案の内容と問題点、取り下げの経緯について説明があった。次に久保田調査局長より「教育刷新審議会と教育改革」、「政令改正諮問委員会の概要」という配布資料に基づいて説明があった。⁽²³⁾このなかで久保田調査局長は、教育刷新審議会の活動にとどまらず、改革決定の経緯にまで範囲を広げて説明をおこなった。また、政令改正諮問委員会の答申に対する文部省の立場についても説明を行った。

これに対して、前田副会長より「刷新審議会はこう考えたが特に司

令部の強い圧力で心ならずもこういうふうになったという点、こういう点が若干あると思いますが、そういう点を指摘して頂ければ非常に参考になると思います。(中略) 司令部のためにいわゆる泣く子と地頭は勝てないというので止むを得ず曲げなければならなかったという点があれば、我々がこの問題を新たな眼で研究する場合にそういう問題を先に考えるということも考えられると思います」という質問が出された。これに対して久保田調査局長は、「精密に御説明申し上げたほうがいいと思うのですがそれは後程申し上げます」という説明にとどまった。

ただ、このあと議論は、占領軍によって日本側の希望が曲げられた点について発言が相次いだ。すなわち、医学教育の改革の問題(矢内原委員)、学位認定の問題(亀山会長)、教員の罷業権の問題(見玉委員)について、それぞれの委員より自身の体験に基づいた問題提起があった。

こうした占領軍による介入については、各委員とも認めるところであったらしく、「是非教育刷新委員会が自分の意思に反して司令部から圧迫をいわば受けたようなものを文部省で精密に調べてもらいたいと思います」(天野委員)、「占領政策によって日本の姿が実際に歪曲されたものは、それを変えて行かなければならない。そういうものと考え方で一応今後の方針を決めたほうがいいと思います」(原委員)といったような発言があった。

こうした一連の議論を踏まえた上で、亀山会長より今後の審議の進め方について提案があった。すなわち、①義務教育、高等学校、大学、

大学院という順番で審議してゆくこと、②その過程において職業教育、私立学校、奨学金などの問題を審議すること、③会長・副会長、および数名の委員で構成される運営委員会を設けること、の三点が提案された。これらの点については、特に異論も無く委員らによって承認されたのであった。そこで次に運営委員会の構成が話し合われた。その結果、亀山会長、前田副会長、諸井貫一、矢内原忠男、天野貞祐がメンバーに選ばれたのであった。

(二) 第四回総会

第三回総会において委員から出された意見を踏まえて、第四回総会では、「戦後における教育改革経過一覽」という配布資料に基づいて文部省より占領軍の介入の実態について説明があった。²⁴これに対して各委員からは、特に内容に踏み込んだ質問は出されなかった。

次に亀山会長より、運営委員会での議論を踏まえて今後の審議の進め方について提案があった。すなわち、初等教育から始めて中等教育、高等教育と順番に審議を進めていく方式が改めて提案され、各委員に了解されたのであった。そこで第四回総会の後半では、論点を義務教育に絞って自由討議が開始された。

まず野口彰委員(愛宕中学校長)が、義務教育関係者という立場を踏まえて意見の表明を行った。この中で野口委員は、最初に「一応六三制の現行の制度並びにその内容については大体において軌道に乗って来ていると考えております」と述べ、新教育が総体として成功しつつあるという認識を示した。その上で個別の問題点として、①義

義務教育費の国庫負担、②校舎の充実、③産業教育、④教員の待遇、⑤教員の政治活動をとり上げて、私見を提示したのであった。

これに関連して前田委員と矢内原委員が、義務教育費の国庫負担、産業教育、PTAの負担の実情について質問した。これに応える形で野口委員と八木沢委員（東京都教育委員長）が、実情の説明と意見の開陳を行った。そして、続いて宗教教育、長期欠席児童、夜間中学の問題について意見が交わされた。

このように様々な問題について議論が交わされたのであるが、実質的には野口委員や八木沢委員など一部の委員が中心となって発言した。このため前田副会長より「何か御意見が出尽くしていない」という感想が示され、第五回総会でも自由討議が継続されることとなった。

ただ、総会終了後に行われた運営委員会では、第五回総会はあらかじめ議題を整理することが決められ、次記のような順番で討議されることとなった。²⁶⁾

中央教育審議会第五回総会討議予定題目

主題 義務教育について

- 一、制度
 - イ、六、三制
 - ロ、教育委員会
 - ハ、地方制度との関係
- 二、教育の内容
 - イ、教育課程
 - ロ、教科書
- 三、教員の問題
 - イ、身分
 - ロ、待遇
 - ハ、養成と配置
- 四、施設、設備
- 五、財政
- 二、組合

運営委員会の議事録が無いため、この決定の理由は不明である。ただ、第四回総会の議事録を見ると、議論にまともな論点が拡散している傾向がうかがえる。こうした点が運営委員会で反省され、効果的に議論を進めるために議題の整理が提案されたと推測される。

(三) 第五・六回総会

運営委員会の決定に従い第五・六回総会は、討議予定題目に沿って議事が進められた。すなわち、まず各項目ごとに文部当局による説明が行われ、次にこれに対する質疑応答、委員による討議という順番で議事が進められた。

第五回総会では、討議予定題目のうち六・三制（長期欠席生徒の問題）、教育委員会制度、教員養成のあり方、教員の政治活動について比較的多くの時間が費やされた。一方、教育内容、施設・設備、財政については発言自体が少なかった。また、委員の発言は文部省の担当者への質問が中心で、委員間で議論を交わすまでには至らなかった。

第六回総会でも、前回に引き続いて自由討議が行われた。ただ、第六回総会では会議の冒頭で亀山会長から「この前の運営委員会においてちょっと話合いがありました、まだ実業家の方面からご意見が何らご発表がない。みんな聞きたがっておりましたので適当なときに一つご発言を願いたいと思います」という発言があった。

これを受けて諸井貫一委員（秩父セメント株式会社社長）より、①施設・設備の不備は教育に限った問題ではなく産業界も同様の問題を抱えていること、②優秀な教員を養成して配置することが最も重要な

問題ではないか、という趣旨の意見が述べられた。

この諸井発言を端緒として、第六回総会では①教員の養成・配置と身分、②歴史・地理の教科教育、③教育委員会の委員の選任についての議論が交わされた。ただ、議論全体を見てみると、結局、財界関係者の発言は諸井委員にとどまり、あとは前回と同様に野口委員、八木沢委員、児玉委員、矢内原委員など教育・学術関係の委員を中心に議論が展開されたのであった。

また、総会の後半では、次の公聴会（第七回総会）の進め方について話し合われた。会長より公聴会に招致するメンバーの選定方針と質問要綱について提案があった。これに対して種々の意見が出され、①テーマは「義務教育について」とすること、②制度、教員、財政の問題を議題の中心とすること、③人選は原案通りとすることが承認されたのであった。

以上、第三～六回総会における自由討議について見てきた。この過程において審議の計画は、中教審の運営委員会が自主的に決めていたことが分かる。すなわち事前に準備されたスケジュールがないため、中教審が手探りで運営を行っていたのである。

また、第六回総会で前田副会長が指摘したように、自由討議では発言者に偏りがみられた。この点について表3に各委員の発言回数をまとめ、特に発言回数の多い委員をゴチック体で示した。このうち亀山委員は会長、前田委員は副会長、原委員は仮議長を務めており、必然的に発言回数が多くなっている。このためこの三委員を除くと矢内原委員、野口委員、八木沢委員、小汀委員の発言が多いことが分かる。

(回)

表3 委員別の発言回数一覧

| 分野 | 名 前 | 総会の開催回 | | | 計 |
|----------|-----------|--------|-----|--------|-----|
| | | 1・2 | 3～6 | 8・9・11 | |
| 教育 学術 | 天 野 貞 祐 | 1 | 9 | 18 | 28 |
| | 前 田 多 門 | 19 | 60 | 98 | 177 |
| | 矢内原忠男 | 21 | 19 | 7 | 47 |
| | 小 泉 信 三 | 5 | 1 | 0 | 6 |
| | 島 田 孝 一 | 2 | 0 | 1 | 3 |
| | 林 頼 三 郎 | 2 | 4 | 12 | 18 |
| | 児 玉 九 十 | 2 | 24 | 10 | 36 |
| | 野 口 彰 | 15 | 39 | 28 | 82 |
| | 亀 山 直 人 | 31 | 109 | 82 | 222 |
| 行政 | 八木沢善次 | 5 | 73 | 37 | 115 |
| | 安井誠一郎 | 5 | 0 | 2 | 7 |
| | 中 井 光 次 | 2 | 0 | 28 | 30 |
| 財界 | 石 川 一 郎 | 5 | 1 | 0 | 6 |
| | 原 安 三 郎 | 89 | 7 | 24 | 120 |
| | 藤 山 愛 一 郎 | 3 | 0 | 0 | 3 |
| マスコミ | 諸 井 貫 一 | 0 | 5 | 0 | 5 |
| | 小 汀 利 得 | 26 | 0 | 40 | 66 |

出典：各回の総会速記録より筆者が作成した。
 ※第7回は公聴会のため省略した。また、第10回は大学関係の審議で答申形成と関係ないため除外した。

すなわち、当該期中教審の審議は、教育・学術関係の委員が主導していたと思われるのである。

第二節 答申作成にむけた意見調整

公聴会（第七回総会）の実施を経て、第八・九回総会では、答申作成に向けて意見の調整が図られた。具体的には、「義務教育について」（公聴会の参考人に事前配布されたアンケート用紙²⁶⁾の項目に従って各委員の意見を集約し、意見の一致した部分を文章化するという方法が取られた。以下、この「義務教育について」に記載された項目に沿って、第八・九回総会での議論を見て行く。²⁷⁾

(一) 六・三制学校体系について

学校体系（六・三制）については、第八回総会においてこれを維持するということが決定された。ただ、第九回総会において、八木沢委員より単に反対しないというだけではなく、答申にその充実を図るといふ積極的意見を入れて欲しいという提案があった。これに対して野口委員、前田委員が同調し異論は出なかった。

(二) 教育委員会について

教育委員会制度については、第八回総会において地方教育委員会（市町村の教育委員会のこと）を現行の執行機関として認めるか、あるいは諮問機関に改めるべきかという点を中心に議論された。この問題について、中井光次委員（大阪市長）から全国市長会などが諮問機関化への強い希望を持っていることが紹介され、林委員もこれに同調した。

これに対して小汀委員より、教育委員会制度は、国民全体の「傾向というものでよくもなり、悪くもなりますから、どちらでもいい程度で現状維持」としたらどうかという意見が示された。また野口委員からは、都道府県教育委員会については執行機関を維持し、地方教育委員会については諮問機関化などを検討すべきという意見が出された。

これに対して原委員より「味をみないで献立だけ見て、筋書きだけ見て、映画の看板だけを見るのでなく入って見て批判する、舌に乗っけてみてそれが悪かったらこれを変えろということにならなければならぬのでありますから」、成立したばかりの地方教育委員会の可否を論じるのは時期尚早であるという意見が出され、八木沢委員も同調した。

これに対して、前田副会長より教育委員会制度協議会（昭和二六年一月答申、会長前田多門）での検討過程を踏まえて、「地方（※教育）委員会についてはもう少し疑問の眼を以て検討する必要がある。場合によっては諮問機関にしたほうがいいのじゃないか」、「都道府県、五大市以外（※の教育委員会）は任意設置」にした方が良いという趣旨の反論があった。

こうした一連の議論を経て、都道府県および五大市（横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市）の教育委員会については現状維持で意見の一致を見た。しかし地方教育委員会の扱いについては、全市町村に執行機関として設置する現状維持派（八木沢、野口、島田、児玉の各委員）と、諮問機関とした上で設置については各市町村の判断に委ねるように改めるべきだとする改革派（前田、林、安井、小汀の各委員）に意見が割れたのであった。

そこで前田副会長より双方の意見を折衷して、任意設置や諮問機関化など具体的な方策を示すのではなく、「それら問題については非常に考慮しなければならぬ、実情に沿わないし弊害がたくさんあるからこれについてはよほどいろいろの考慮の要する必要がある」というような表現で答申に含みを持たすことが提案され、これが了承されたのであった。

次に委員の選出方法について審議が行われた。この点については、既に第五回総会において相当な議論が行われていたため、亀山会長より現行の公選制を維持するという原則が確認された。ただ、政党などの組織的な支援を受けた候補が教育委員に選出されるという公選制の

弊害に対して、八木沢、小汀、原、野口の各委員から改善策の開陳があった。こうした意見を踏まえ、「非常に字句がむづかしいけれども心持ちとしては皆賛成になれば、そういう心持を答申に書」(亀山会長) ということとなった。

(三) 市町村立義務教育学校教員の身分について

教員の身分については、第八回総会において国家公務員とするか、地方公務員とするかという点を中心に議論された。

まず小汀委員より、結果的に教員の政治活動の規制ができるため、教員を国家公務員とすべきだという意見が出された。これに対して前田副会長は、「いろいろ迷うので、画一的に、それをちよつと断言するいわゆる研究ができておらないのでありますが」と断った上で、現状の通り教員を地方公務員とすべきだと主張し、安井委員も同調した。

一方、八木沢委員は、教員を国家公務員にすると教育に対する地方自治体の関心が薄らぐ恐れがあり、「これは非常にマイナス」なので地方公務員のままにすべきだという意見が出された。さらに野口委員からも、国家公務員化によって教員の身分保障、教育の水準維持は確保できるかもしれないが、「一面においては教員が地方の教育の隆替、推移、消長というものに対して本当に向上の意味から出た熱意と関心を持ち得るかどうかという問題」があるという意見が出された。

こうした意見を踏まえ最終的には、教員を地方公務員とすることで意見の一致を見たのであった。

(四) 教員の養成と配置について

教員の養成については、第八回総会において八木沢委員より「教員養成の問題については極力都道府県の教育委員会と緊密な連絡をとって学芸大学なり教育大学において養成されるよう希望いたします」という意見が述べられた。

次に野口委員より、①教員養成は四年制を原則として需給の関係で例外的に二年制を認めること、②職業・音楽・音楽・体操については大学への志願者自体が少ないため、職業・勤労・技術を軽視するという社会的な風潮に対して根本的な対策を講じること、③開放型の教員養成によって教師の使命観が薄れているため、師範教育の良い部分を取り込むよう改善を図ること、という意見が述べられた。ただ、時間との関係でこの問題は第九回総会で継続して審議されることとなった。

第九回総会では、まず稲田大学学術局長より教員の需給状況について説明があった。これに対して各委員より散発的に質問が出されるにとどまった。そこで前田副会長より四年制課程で教員を養成するという点では意見が一致したが、教員養成自体は大学教育の領域に入るため、大学について審議する際に十分に検討してはどうかという提案があった。これに対し亀山会長が前田副会長の提案を再確認し、最終的に了解された。

また、教員の配置については、教育委員会に関する第八回総会での議論を踏まえて亀山会長より、「市町村教育委員会が執行機関としてできるということになっておらないので」、教員の配置は「自然都道府県教育委員会が大体責任を以て行うというところに話が行くべき」

だという提案があった。これに対して野口委員が賛意を示し、他の委員からも異論が出されなかったため了解された。

(五) 教員の待遇について

この問題については、第九回総会において亀山会長より教員の給与体系を現状の二本建て(大学と小・中・高で分ける)から三本建て(大学、高校、小・中で分ける)とするのか、それとも一本建てとするのかという問題提起がなされた。

これに対して野口委員より、三本建てになると小・中学校長の給与の号俸が早い段階から頭打ちとなり、小・中学校長の早期退職と意気沮喪を招くため、特別な理由が無い限り現状の二本建てを維持した方が良いという趣旨の発言があった。

一方、八木沢委員からは、三本建てにすると初任給に差がつき優秀な卒業生は高等学校へ、劣等な卒業生が小・中学校へ行くという弊害が生じるため、現行の二本建てが良いという趣旨の意見が出された。

ところが、こうした意見に対して亀山会長より、二本建てと三本建ての違いが、号俸の天井の違いなのか、初任給の違いなのか分からないうという趣旨の質問があった。しかし野口委員は「過去の関係を見ないとわからないのです。私も想像に過ぎないのです」と答えるにとどまった。

そこで児玉委員は、「むしろ一本建てで行くのが本当じゃないかと思っております。そういう点を文部省なり人事院の根本的な意見を聞かないとこれはへたにきめるといって大変なことになると思うので

あります」とした上で、「これについては相当な時間をかけたほうがいいと思っております」と提案した。

この児玉委員の提案に原委員や中井委員が賛意を示したため、中教審としての判断を保留することとなった。

(六) 組合

まず、亀山会長から組合の結成単位について、都道府県とするのが妥当ではないかという提案があった。これに対して八木沢委員も「人事権が都道府県の教育委員会になるといたしますならば、組合も都道府県というべきじゃないかと思うのであります」と賛意を示し、野口委員も同調した。特に意見も無かったため都道府県ということで見解の一致を見た。

次に政治活動の規制について審議が行われた。まず、審議にあたり木田宏事務官より現行法についての説明が行われた。これに対して小汀委員より罰則規定について、亀山会長より都道府県職員となった場合の政治活動の範囲について質問があり、木田事務官が回答した。続いて関連することがらとして、公明選挙運動について質疑応答が交わされた。

こうした一連の議論を踏まえて亀山会長より、教員の身分が都道府県の公務員となれば理論上は都道府県内で選挙活動ができなくなるので、それ以外の点については現状の通りとしてはどうかという提案があった。

これに対して野口委員が同調したが、八木沢委員はそもそも教員の

表4 答申案修正か所一覧

| | 答 申 案 | 答 申 | 提案者 |
|----------------------------------|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 前 文 | 過去の教育の欠陥を是正することを <u>目的として</u> | 過去の教育の欠陥を是正することを <u>目的として</u> | 小汀 |
| | 新しい制度のもとに <u>多大の努力が払われてきたが、</u> | 新しい制度のもとに関係各方面の <u>多大の努力が払われたにもかかわらず、</u> | 小汀 |
| | わが国の実状に <u>即応する</u> とは言いがたい | わが国の実状に <u>適する</u> とは言いがたい | 小汀 |
| I 学 校 制 度 | 六一三の制度は <u>堅持する</u> 。 | 【「維持」、「守る」への変更は不採用】 | 小汀 |
| | その内容をも整備充実することに努めるとともに、 | その施設および内容をも整備充実することに努めるとともに、 <u>(たとえば、老朽校舎の改築、二部授業の解消、施設・設備の適正な基準までの整備等)</u> | 中井 |
| II 教 育 委 会 制 度 | 五大市以外の市町村教育委員会については、 | 都道府県および五大市以外の市町村教育委員会については、 | 中井 |
| | 多少の疑念もなしとしませんが、 | 多少の疑念なしとしないが、 | 小汀 |
| | <u>原則として現行法どおりとする。</u> | 現行法どおりとする。 | 小汀 |
| | <u>町村</u> | 【「市町村」への変更は不採用】 | 中井 |
| | 弱小な町村に | 弱小町村に | 小汀 |
| | 無理ではないかと考えられる。 | 無理と考える。 | 小汀 |
| | 【新規挿入・案文不明】 | 【第4項の挿入は否決】 | 文部省 |
| III 教 員 | <u>公立学校の教職員団体その他の団体の結成単位は、都道府県とすることが望ましい。</u> | 【全面削除】 | 文部省 |

出典：「中央教育審議会第十一回総会速記録」より作成。※傍線筆者。

政治活動について答申で触れるべきではないと疑念を表明した。また、矢内原委員は現状よりも規制を緩和すべきだとの意見を述べた。ここ
で時間の関係から結論を得ないまま、この問題は審議が打ち切られた。

第三節 答申の決定

第一〇回総会では審議のスケジュールの関係から大学管理法案が審議されたため、第一回答申案は第一一回総会において審議されることとなった。表4に答申案の修正か所をまとめた。以下、争点となった部分を中心に第一一回総会での議論をみてゆく。²⁸⁾

(一) 学校制度をめぐる議論

総会の冒頭において、これまでの議論を踏まえて運営委員会がまとめた答申案の説明があった。

これに対して、小汀委員より八か所の修正が提案された。表4からも明らかのように、小汀委員の提案は大半が表現の訂正であったため、八か所のうち七か所については問題なく了承された。しかし、「六一三の制度は堅持する」のうち「堅持」という表現を修正するという提案については議論となった。

まず野口委員は、「国家財政の大きな問題になりますときにどうしても常に話題に上ることもありますから、(中略)少なくとも文教の府としてはその場合でも六・三制は是非とも維持したいという意味を強調する意味で、堅持」という表現が良いと原案支持を表明した。

一方、小汀委員は、本来は「六・三制も変えるほうが良いと思ってるが、議論の大勢を踏まえ「堅持」という表現の緩和で妥協点を見出したい」という趣旨の意見を述べた。

こうした意見に対して中井委員は、内容の改善・充実が必要であるが、「六・三を六・二で行くとかという問題がそうしょちゅうぐらぐらする状態に置かれることは実際には、困る」とした上で、「堅持」案に賛意を表明した。これに天野委員、前田委員も同調したため、最終的に小汀委員の修正案は採用されず、原案通り「堅持」という表現がとられることとなった。

次に、この「堅持」に続く「その内容をも整備充実することに努めるとともに」という部分について議論が交わされた。この点について

は、中井委員より具体的な内容を盛り込むべきだという意見が出されていた。この意見を受ける形で天野委員より「速やかに老朽校舎を改築し、二部授業を廃止する」という一文を入れてはどうかという提案があった。これに対し野口委員からは、「内容」という表現が設備や教科課程などを全部含んでいるため、原案通りで問題がないという意見が出された。一方、八木沢委員は、二部授業の問題は東京など大都市に限定される問題なので、六・三制校舎の充実の方が全体に係る問題だという意見が出された。

こうした一連の議論を受けて前田副会長より、妥協案として「その内容をも整備充実することに努めるとともに」という文の後にカッコ付けで具体的な内容を盛り込んではどうかという提案があり、了承されたのであった。

(二) 教育委員会制度をめぐる議論

まず中井委員より、答申案のうち「教育委員会の性格は、現行法どおりとする。五大市以外の市町村教育委員会については、多少の疑問もなしとしないが、現行法による性格をただちに改変する積極的根拠は認められない」という部分について文意の確認があった。

すなわち、都道府県と五大市の教育委員会は現状維持とする一方で、その他の市町村教育委員会については再検討の余地があるというのが委員間の共通理解であった。しかし、当該部分の表現では、五大市の教育委員会は現状維持ではなく、性格を変更すべきと解釈される可能性があるというのが中井委員の指摘であった。

こうした意見を受け、五大市と都道府県の教育委員会を同列に扱うことを明確にするために「都道府県および五大市以外の市町村教育委員会」と表現が改められた。

続いて中井委員より、「原則として現行法どおりとする。但し、町村については、次のような点について検討する必要がある」の部分について、教育委員会の設置に疑念を抱いている市もあるもので、「町村」を「市町村」に修正して欲しいという提案があった。この点について前田副会長より、答申案起草の段階で委員の共通理解が明確でなかったため、暫定的に「町村」という表現を選択したという説明があった。

この説明をうけて中井委員より改めて「市町村」に修正すべきという提案があったが、小汀委員より他に「町村」と記した部分も「市町村」と修正する必要があると指摘された。しかしそのように修正すると、他の部分の文意が変わるといふ問題点があった。²⁹⁾このため最終的に原案通り「町村」とすることとなった。

(三) 文部省の提案をめぐる議論

最後に文部省より、答申案に対して二点ほど提案があった。すなわち、①教育委員会を設置しない町村に対しても国が財政的な保障をすることを答申に盛り込むこと、②教員組合の結成単位について言及した部分を答申案から削除すること、の二点であった。³⁰⁾

前者については、教育委員会を設置しなくても教育事務にかかる経費が発生するため、何からの措置を講じる必要があるというのが文部省の説明であった。これに対して「(※教育委員会を)置いたのと同

じように平衡交付金のときにさじ加減をしてくれということは非常に虫のいい話だと思う」(前田委員)とか、「建前は委員会というものを原則として認めながらこれを大いに尊重しておりながら、置かなくてもまあいわずば待遇は同じになるという感じを与える」(小汀委員)というように否定的な意見が相次ぎ、最終的に否決された。

後者については、①すでに第一項で教員の身分について「都道府県の公務員とすることが望ましい」としており、重ねて教員組合の結成単位について言及する必要がない、②教員の政治活動については別の機会に審議する予定なので今回は外した方がよい、というのが文部省の説明であった。これに対して委員から特に異議が出なかったため、第三項は削除されることとなった。

以上のような議論を経て「義務教育に関する答申」は決定され、同日、大達茂雄文相に提出されたのであった。

おわりに

本稿では、中央教育審議会第一回答申の形成過程を分析した。以下、その内容を簡単にまとめ若干の考察を加える。

まず、当該期の時代状況と答申との関係について確認する。この点に関して第三回総会では、各委員から占領軍による介入に対して強い関心が示された。ところが第四回総会において文部省より実情の説明を受けてからは、こうした占領改革を意識した発言がほとんど見られなくなった。すなわち、各委員の意識の底流には占領改革への不満が

あったものの、それは具体性をもって議論の材料とするほどのもの
 なかったと推定される。

そして答申の取りまとめにあたっては、現状の問題点への認識と、
 それに対する解決策の方向性が議論の中心となった。このため答申と
 占領改革の是正について、明確な相関関係を見いだすことは困難であ
 る。

また、表3で示したように、答申の形成にあたっては野口委員、八
 木沢委員など、現場の実情に詳しい委員の発言が大きな割合を占め
 た。逆に財界から加わった委員は、諸井委員を除いてほとんど発言が
 確認できない。このため第一回答申は、財界の意思を反映したもので
 はなく当該期の教育の実情に即してまとめられたと評価できる。

これらの点を踏まえた上で答申の前文を見るならば、占領改革の是
 正を求めた「民主主義の根本観念にもとらなない限り、実情に即してこ
 れに適当な是正を行うことは現下の急務であると信ずる」という部分
 よりも、そのあとに続く「しかし、これと同時に教育、ことにその制
 度の改革は、その及ぼす影響が大であるから、特に慎重を期して行わ
 なければならぬ」という部分に重点が置かれていたことは明らかであ
 る。すなわちこの答申の基調は、現行制度の枠内でその内容や運用
 の改善を図ることにあつたと思われるのである。

次に、発足当初の文部省と中教審の関係について確認する。この点
 については、第一・二回総会において「義務教育学校職員法案」の説
 明が強行されたことの影響が大きかった。すなわち「義務教育学校職
 員法案」の説明のために、中教審の役割や諮問について文部当局と委

員たちの間で確認する場が失われたのであつた。このため中教審の性
 格をめぐる質問や文部省への注文が、その後も断続的に総会で出され
 ることとなった。

一方、審議の進め方についても、文部当局がお膳立てするのではな
 く運営委員会が手探りで組み立てていくこととなった。たとえば自由
 討議について見ると、第四回総会の反省を踏まえて、第五回総会から
 運営委員会によって議題の整理が図られた。また、答申の取りまとめ
 にあたっては、総会で委員の意見を確認し、運営委員会がそれを集約
 するという方法が取られたのであつた。こうした点から「義務教育に
 関する答申」は、文部省の代弁ではなく純粹に委員の意思を反映した
 ものであつたと評価できる。

以上の点を踏まえるならば、当該期中教審は、「政府の御用審議会」
 という平原の評価や、中教審が「教育における資本の論理の貫徹をもつ
 とも主要な課題として要請されて登場してきた」という小山の理解と
 は明らかに異なる活動を行っていたと評価できる。

ただ、当然ながら、こうした現象は中教審の歴史の中の一コマに過
 ぎない。より長期的な視点から中教審の機能について論じるためには、
 さらなる事例分析の蓄積が必要なことはいうまでもない。この点につ
 いては今後の課題としたい。

注

(1) 海後宗臣編『戦後日本の教育改革第一巻 教育改革』(東京大学出版会、
 昭和五〇年) 三三四―三三五頁、平原春好執筆担当。ただ現在では、

- 教育刷新審議会が占領軍(C I & E・民間情報教育局)の統制下に置かれていたことが明らかになっている(ハリー・レイ「占領下の教育改革―文部省・C I E・教育刷新委員会の力学関係」明星大学戦後教育史研究センター編『戦後教育改革通史』(平成五年、明星大学出版部所収)。このため文部省との関係だけを取り上げ、教育刷新審議会を高く評価することは再考の余地がある。
- (2) 大田堯編著『戦後日本教育史』(岩波書店、昭和五三年)二五一～二五三頁、平原春好執筆担当分。
- (3) 横浜国立大学現代教育研究所編『中教審と教育改革』(三一書房、昭和四六年)二七〇～二七四頁。
- (4) 中教審に関するまとまった研究成果としては、前掲『中教審と教育改革』、「教育行政と審議会」『教育行財政研究』一三〇～一五五号(関西教育行政学会、昭和六一～六三年)、羽田貴史他著『中央教育審議会と大学改革』(広島大学教育研究センター、平成二年)がある。
- (5) 拙稿「中央教育審議会と教科書問題―教科書制度の改善に関する答申」の形成過程を中心に、「広島大学文書館紀要」第一〇号(平成二〇年三月)参照。
- (6) 「文教に関する重要施策」国立教育政策研究所蔵『戦後教育資料』Ⅶ―四八。この文書は日高第四郎文部次官の手許文書で、メモ書きより昭和二六年九月のものと推定される。同文書には「一、戦後の教育改革についての再検討と必要な修正」という項目において「中央教育審議会に諮り、戦後の教育改革について必要な修正を行う。新学制の根幹は、これを堅持し、その内容のうち日本の実情に即しない点や無
- 理と思われるものについて必要な修正を行うものである」としている。
- (7) 『朝日新聞』昭和二十七年二月二十七日。
- (8) 「委員候補者」国立教育政策研究所蔵『石川二郎旧蔵資料』Ⅶ―六。同文書は昭和二十七年一月に作成されている。
- (9) 「中央教育審議会議事規則案」『石川二郎旧蔵資料』Ⅶ―七。同文書は昭和二十七年四月一九日付けとなっている。
- (10) 「中央教育審議会発足のための準備案」『石川二郎旧蔵資料』Ⅶ―九。なお、同史料には配布資料の準備状況の一覧がある。それによると一八点の資料のうち九点が準備完了、二点が印刷中、七点が原稿準備中となっている。
- (11) 「中央教育審議会成立の経過」『教育委員会月報』(第四卷第九号、昭和二八年二・三合併号)所収。升味準之輔『戦後政治』下(東京大学出版会、昭和五八年)四〇六～四二二。
- (12) 「文部省と中央教育審議会との事務連絡要領」『石川二郎旧蔵資料』Ⅶ―一〇。
- (13) 「中央教育審議会関係事務連絡会議開催(二・二二)について(文調企第一四号)」『石川二郎旧蔵資料』Ⅶ―一七。同史料には、「①分科会」、「②専門委員」、「分科会の会場」、「研究会」という石川のメモが記されている。これは、中教審に分科会を設けて集中的に審議を進めることを意味している。すなわち、この段階で文部省としては、審議のスケジュールについて構想を固めつつあったと推定される。
- (14) 「中央教育審議会資料(問題点)二八・一・一〇」『石川二郎旧蔵資料』Ⅶ―一八、「各局課提出諮問事項目一覧」同前Ⅶ―一五、「各局課提

出の項目に基づいて企画課が整理した〔諮問事項案〕同前Ⅶ―一六。

なお目録では、これとは別に「教育に関する問題点 文部省内検討

資料」〔石川二郎旧蔵資料〕Ⅶ―二〕が中教審の準備資料として分

類されている。これは内容から見て「我国教育の問題点一覽」〔同前

Ⅶ―五〕の草稿にあたる。この「我国教育の問題点一覽」という文書

には、「830〇へき地」、「9130〇〈精薄児養護学校〉特殊教育」という

石川のメモがある。これは第三三回総会（昭和二十九年八月二三日）と

第三四回総会（同年九月一三日）の議題と一致するため、これら一連

の史料は、中教審発足後の昭和二十九年に作成されたものと推定される。

(15) 「中央教育審議会第一回総会における文部事務次官説明要旨」〔石川二

郎旧蔵資料〕Ⅶ―二二。

(16) 以下、本節の記述は「中央教育審議会第一回総会速記録」国立公文書

館蔵『中央教育審議会速記録（第一―四回）』（つくば〇一―〇六九―

平四文部―〇〇八九四）による。

(17) 「中央教育審議会第一回総会次第」〔石川二郎旧蔵資料〕Ⅶ―二〇。

(18) 以下、本節の記述は「中央教育審議会第二回総会速記録」〔前掲『中

央教育審議会速記録（第一―四回）〕所収〕による。

(19) この第二回総会の顛末については、文部記者会他編『文部省』（朋文社、

昭和三十一年）二二七―二二九頁にも記されている。ただ、速記録と比

較すると同書の記述は、「岡野文相中教審に蹴られる」という見出し

で、岡野文相の恣意性を強調するように多少脚色されている。このた

め同書の内容については慎重な検討が必要である。またこれに関連し

て、「義務教育学校職員法案」の説明については、事前の準備過程で

検討された形跡が見あたらない。このため同法案の説明は岡野文相の

意志を反映した結果であると推測される。

(20) 「中央教育審議会第三回総会速記録」前掲『中央教育審議会速記録

（第一―四回）〕四六九―四七〇頁、「中央教育審議会第四回総会速記

録」同前四九〇―四九八頁、「中央教育審議会第八回総会速記録」国

立公文書館蔵『中央教育審議会速記録（第七―九回）』（つくば〇一―

〇六九―平四文部―〇〇八九六）一五六八―一五七〇頁、「中央教育

審議会第九回総会速記録」同前一六三七―一六五〇頁、「中央教育審

議会第十一回総会速記録」国立公文書館蔵『中央教育審議会速記録（第

一〇―三回）』（つくば〇一―〇六九―平四文部―〇〇八九七）二五

―四〇頁参照。なお、頁数については原文書の右下に付されている通

し番号を記載した。

(21) 前掲『中央教育審議会第三回総会速記録』四六九―四七〇頁。

(22) 以下、本節の記述は前掲『中央教育審議会速記録（第一―四回）』、お

よび国立公文書館蔵『中央教育審議会速記録（第五―六回）』（つくば

〇一―〇六九―平四文部―〇〇八九五）所収の各総会速記録による。

(23) 「教育刷新審議会と教育改革」〔石川二郎旧蔵資料〕Ⅶ―三二、「政令

改正諮問委員会の概要」同前Ⅶ―三三。なお同文書は、広島大学文

書館所蔵『森戸辰男関係文書』も所収している（MO06010104600、

MO06010104700）。

(24) なお、同資料の作成に先立って調査局は、「戦後教育事情懇談会」（昭

和二十八年三月二〇日）を開催し、関係者から事情の聴取を行っている。

なお議題は、①学制、②教育内容及び教科書、③教員養成及び教員資

格、④教育行政、⑤教育財政、⑥教育施設であった(戦後教育事情

懇談会〔320〕出席依頼について」『石川二郎旧蔵資料』Ⅶ―三〇〕。

(25) 「中央教育審議会第四回総会概要」『森戸辰男関係文書』
MO0601015500。

(26) 「義務教育についてのアンケート」『森戸辰男関係文書』
MO06070101300。なお同文書は、『石川二郎旧蔵資料』も所収してい
る(Ⅶ―三八別紙四)。

(27) 以下、本節の記述は前掲『中央教育審議会速記録(第七〜九回)』所
収の各総会速記録による。

(28) 以下、本節の記述は「中央教育審議会第十一回総会速記録」前掲『中
央教育審議会速記録(第一〇〜一三回)』による。

(29) たとえば、「よくよくの弱小町村に限る」(前田副会長)という委員の
共通理解に反して、教育委員会の設置義務緩和の対象が広がるなどの
問題点が指摘された。

(30) 議事録からは、文部省が修正か所をまとめた文書を配布していること
がうかがえるが、現時点で筆者は現存文書の存在を確認していない。

(付記)

本研究は、平成二〇年度科学研究費補助金(若手研究B)「新学制(六・
三・三・四制)の定着過程に関する総合的研究」の成果の一部である。

(いしだ まさはる・広島大学文書館)